

承認 (社長)	作成 (環境管理責任者)
大越 幸男	駒形 成美
2012.06.02	2012.06.02

法的要求事項等一覧及び参照先一覧表(付表4)

分野	適用法規	法的要求事項	対応等	所轄窓口	管理ファイル	
環境基本法	環境基本法	「地球環境保全」に関し、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。 「公害」：環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止する。 (平成五年十一月十九日法律第九十一号)	事業活動において生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全する措置を講ずる。 物の製造、加工又は販売その他の事業活動において、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理を行い、環境負荷の低減、再生資源化が可能な原材料、役務等の利用を図る。	総務省行政管理局 環境省		
産業廃棄物 処理・処分業	福島県産業廃棄物 処理指導要綱	福島県産業廃棄物 処理指導要綱 (中間処理施設の設 置)	産業廃棄物処理施設(切断減容機・圧縮減容機)を設置する際には、 福島県産業廃棄物処理指導要綱第12条第1項に基づく事前協議を行う [参考資料：「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト、(財)日本産業廃棄物処理振興センター、平成14年3月1日初版」] [参考資料：「産業廃棄物処理施設の設置等に関する事務手続き」平成14年度福島県産業廃棄物処理指導要綱]	①処理施設(機械)の入れ替えまたはレイアウトの変更を行う前には、所轄窓口へその計画を連絡し、「変更届」または「事前協議」の是非を確認し適切に届出を提出する	福島県中地方振興局 商工県民部 環境課 廃棄物対策係	産業廃棄物処理施設設置 等事業計画書 産業廃棄物処理施設設置 事前協議書
		福島県産業廃棄物 処理指導要綱 (産業廃棄物処理施設 の立地等に関する基 準) 立地環境	(1)飲料水の水源及び取水位置が直下流にある地域を避けること。	①当社施設の直下流には、飲料水の水源及び取水位置はない。 ②処理施設は建屋内に設置され処理工程上水を使用しないため汚濁水の発生はない。 ③処理機械からの油圧系作動油のモレの有無を日常点検として確認し、異常またはモレを発見した場合は速やかに処理し原因の究明と保全修理を施す。		
		(2)計画地及びその周辺地域が地滑り、土砂崩れ、洪水等過去に災害が発生した地域を避けること。	立地する横山工業団地では、過去に災害等の発生は記録されていない。			
		(3)自然環境の保全を図る必要のある地域等を含めないこと。 ア 自然公園特別地域(自然公園法・福島県立自然公園条例) イ 自然環境保全地域特別地域(福島県自然環境保全条例) ウ 鳥獣保護区特別保護地域(鳥獣保護及び狩猟に関する法律) エ 風致地区(都市計画法) オ 第一種緑地環境保全地域(福島県自然環境保全条例)	横山工業団地は福島県条例に基づき須賀川市により開発された工業専用地域であり、左記各項目に該当しない地域である。			
		(4)次に掲げる地域等を原則として含めないこと。 ア 自然公園普通地域(自然公園法、福島県立自然公園条例) イ 自然環境保全地域普通地区(福島県自然環境保全条例) ウ 鳥獣保護区(鳥獣保護及び狩猟に関する法律) エ 第二種緑地環境保全地域(福島県自然環境保全条例)				
(5)次に掲げる災害防止等のために保全を図る必要のある地域等を含めないこと。 ア 保安林及び保安林予定森林ならびに保安施設地域及び保安施設地区予定森林(森林法) イ 河川地域(河川法) ウ 砂防指定地(砂防法) エ 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律) オ 地すべり防止区域(地すべり等防止法) カ 海岸保全区域(海岸法)						

承認 (社長)	作成 (環境管理責任者)
大越 幸男	駒形 成美
2012.06.02	2012.06.02

法的要求事項等一覧及び参照先一覧表(付表4)

分野	適用法規	法的要求事項	対応等	所轄窓口	管理ファイル	
産業廃棄物 処理・処分業	福島県産業廃棄物 処理指導要綱	福島県産業廃棄物 処理指導要綱 (産業廃棄物処理施 設の立地等に関す る基準) 立地環境	(6) 国土利用計画法で定める土地利用基本計画に適合していること。	県中都市計画(須賀川市)に適合している。	福島県県中地方振興局 商工県民部 環境課 廃棄物対策係	産業廃棄物処理施設設置 等事業計画書 産業廃棄物処理施設設置 事前協議書
			(7) 公共・公益施設の用地として土地利用計画がある区域を原則として含まないこと。	横山工業団地は福島県条例に基づき須賀川市により開発された工業専用地域であり、左記各項目に該当しない地域である。		
			(8) 文化財保護を図る必要のある場所を原則として含まないこと。			
			(9) 市町村農業振興地域整備計画の農用地利用計画において、用農地域と指定されている土地を原則として含まないこと。			
			(10) 市街化調整区域を原則として含まないこと。			
		(11) 住宅地域、学校、病院等の公共施設に近接していないこと。	近接した公共施設はない。			
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	産業廃棄物処理業 (中間処理)	適切な中間処理施設の維持管理 記載内容変更時は速やかに「変更届」を提出する 許可新規取得または許可更新年月日より5年以内に許可更新手続きを行う [参考資料:「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト、(財)日本産業廃棄物処理振興センター、平成14年3月1日初版」]	①中間処理施設(機械)の自主定期点検を実施する ②記載内容変更時は速やかに「変更届」を提出する ③許可新規取得または許可更新年月日より5年以内(2ヶ月前)に許可更新手続きを開始し実行する	福島県県中地方振興局 商工県民部 環境課 廃棄物対策係	産業廃棄物処分業許可申請書 産業廃棄物処理更新許可申請書	
		適切な保管 保管場所には、60cm角以上の掲示板を設置(産業廃棄物の種類、管理者名称や連絡先など) 記載内容変更時は速やかに「変更届」を提出する 許可新規取得または許可更新年月日より5年以内に許可更新手続きを行う 運搬車両の側面には、産業廃棄物収集運搬車両であること並びに許可番号を掲示する [参考資料:「産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引き」福島県、平成12年10月]	①掲示板の適切な場所への設置確認 ②記載内容変更時は速やかに「変更届」を提出する ③許可新規取得または許可更新年月日より5年以内(2ヶ月前)に許可更新手続きを開始し実行する ④産業廃棄物の収集運搬に供する届出済み運搬車両の側面に掲示してあるか確認し使用する	福島県県中地方振興局 商工県民部 環境課 廃棄物対策係	産業廃棄物収集運搬業許可申請書 産業廃棄物収集運搬業更新許可申請書 産業廃棄物収集運搬業許可変更	
		産業廃棄物管理票 (マニフェスト)	6月30日までの前年度(前年4月1日から当年3月31日まで)の処理業(収集運搬)および処分業(中間処理)に係わる実施状況を知事に報告する。この後マニフェストを5年間保管管理する。 産業廃棄物の運搬又は処分の受託者は、マニフェストの交付を受けず産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。交付から90日以内にB2票、E票が返送されない時、又は160日以内にE票が返送されない時は、運搬又は処分の状況を把握し、必要な措置を知事に報告 マニフェストは5年間保管しなければならない。また、管理票を交付した者はA票の写しも5年間保管しなければならない。	①マニフェストのコンピュータ管理 ②マニフェストを顧客ごとに管理保管 ①マニフェスト管理システムによって未受領となる前に返送の確認・督促を行う ①マニフェスト管理専用ファイルにて5年間保管(A票の写しも)	福島県県中地方振興局 商工県民部 環境課 廃棄物対策係	コンピュータ・システムDB (バックアップ含む) コンピュータ・システムDB (バックアップ含む) 最終処分先別マニフェスト管理ファイル
		委託基準	最終処分の委託を、適格な業者と契約 排出事業者は、処理業者へ産業廃棄物を引き渡す前にマニフェストの交付を行わなければならない(処理業者に引き受けてもらえない) 最終処分が終了するまで適正な処理が行われるための措置 また、最終処分の委託契約期間が終了した後、5年間その契約書を保管しなければならない 産業廃棄物最終処分(管理型埋立処分)施設は、埋立処分を行う産業廃棄物の性状の計量分析を実施しその結果を保管する	①委託契約を交わす際は事前に委託先に出向き許可内容の照合ならびに施設の確認を行う ②マニフェストを発行しE票の回付をもって最終処分が終了したことを確認する ③契約期間終了した契約書を顧客ごとに管理し5年間保管する。 ①年1回排出する産業廃棄物(ギロチンダスト)の分析(溶出試験)を行い最終処分先へ報告する	福島県県中地方振興局 商工県民部 環境課 廃棄物対策係	最終処分委託契約書ファイル 最終処分先別マニフェスト管理ファイル 産業廃棄物及び水質調査 分析報告書ファイル

法的要求事項等一覧及び参照先一覧表(付表4)

承認 (社長)	作成 (環境管理責任者)
大越 幸男	駒形 成美
2012.06.02	2012.06.02

分野	適用法規	法的要求事項	対応等	所轄窓口 参照先	管理ファイル	
使用済自動車の適正リサイクル処理	フロン回収破壊法	第一種・第二種特定製品廃棄者	第一種・第二種フロン類回収業者にフロン類を引き渡さなければならない。また、フロン類の引渡し等を書面で管理する制度(行程管理制度)が新たに平成19年10月1日に施工されたため、行程管理表による記録を残さなければならない。	①排出事業者から第一種・第二種フロン類の回収を依頼された場合は、第一種・第二種フロン類回収者を紹介する ②第一種特定製品廃棄者から委託確認書を交付された場合は、写しを保管し第一種フロン類回収業者へ回付、第一種フロン類回収業者から引取証明書を受け取り保管(保管期間は3年) ③廃車のフロン回収処理が適切に行われリサイクル可能な状態になっているか確認し荷受けする	福島県中地方振興局 商工県民部 環境課 廃棄物対策係	フロン回収依頼書 フロン委託確認書 フロン引取証明書
		第一種・第二種フロン類回収業者	第一種・第二種フロン類回収業を行うとする者は都道府県知事の登録を受けなければならない。また、廃棄等実施者から行程管理表が交付された場合、必要項目を記入し3年間保管する。第二種フロン類の場合は、電子マニフェストにて管理を行う。		福島県中地方振興局 商工県民部 環境課 廃棄物対策係	フロン回収依頼書 フロン委託確認書 フロン引取証明書 自動車リサイクル電子マニフェストシステム
	使用済自動車の再資源化等に関する法律	解体業 破砕業(破砕前処理)	自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取及び引渡並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係わる廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係わる廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する。		①作業標準マニュアルに準ずる適正事前選別解体処理ならびに施設の環境管理に努める。 ②全部再資源化コンソーシアムネットワークを構築し、使用済自動車の全部再資源化(リサイクル率95%)を福島県条例を遵守し推進する。 ③電子マニフェストによる個体管理の徹底 ④検収伝票・車体番号一覧の5年間保管を行う	経済産業省 福島県中地方振興局 商工県民部 環境課 (社)自動車リサイクル促進センター
車両利用運搬	道路交通法	安全運転管理者	道路交通法第108条の2第1項第1号の規定により安全運転管理者を定め、車両運行に関する社員教育を行う。(昭和35年法律第105号)	①社長が安全運転管理者を選任する ②収集運搬活動グループの社員に対して、適時安全運転管理者講習会を受講させる	福島県公安委員会	安全運転管理者受講ファイル
		交通規制への協力	交通公害に係わる大気汚染、騒音及び振動を定める命令。(道路交通法第2条1項23号、同法4条1項)	①公安委員会の交通規制への協力を実施する	当該地区を所轄する警察署	
		通行禁止区域における届出義務	大型車両の進入または通行禁止区分周辺地域における、産業廃棄物の収集運搬行為を行う場合には事前に所轄警察署へ届出を提出しその指示に従うことを徹底する。	①事前に通行ルートを確認し大型車両の通行区分等を事前に把握する。	当該地区を所轄する警察署	
		特殊車両の通行届出	車両の構造が特殊な車両あるいは輸送する貨物が特殊な車両でも制限値を超える車両に関しては通行許可の申請を必要とする(道路交通法第47条第1項車両制限令第3条)	①年1回特殊車両通行許可届出書を提出し許可を取得する ②パラ積み緩和車両の使用許可	国土交通省東北地方整備局	特殊車両通行許可書ファイル
騒音指定設備	福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則	騒音指定施設の設置等の届出	騒音指定施設(油圧プレス・剪断機の原動力の定格出力が3.75KW以上のもの)の設置(使用)届出書の提出 騒音指定施設の原動力の定格出力の変更または施設の入替え、変更等が生じる場合は速やかに所轄窓口へ「変更届」もしくは「騒音指定施設の設置(使用)届出書」を提出する(平成8年福島県条例第32号、第45条及び48条条令第64条第1項)	①平成9年9月4日(株)日本化学環境センターにて環境影響測定調査(JIS Z-8731騒音)を実施 ②平成9年9月19日付け騒音指定施設設置(使用)届出書を提出 ③平成10年9月8日「産業廃棄物処理施設設置事前協議書」を所轄へ提出 ④平成10年10月15日付け10中振第2968号にて受理 ⑤処理施設(機械)の入替えまたはレイアウトの変更を行う前には、所轄窓口へその計画を連絡し、「変更届」または「事前協議」の是非を確認し適切に届出を提出する	福島県中地方振興局 商工県民部 環境課 廃棄物対策係 福島県生活環境部環境政策課	騒音指定施設設置届 産業廃棄物処理施設設置等事業計画書 産業廃棄物処理施設設置事前協議書
		騒音指定施設(空気圧縮機・エアコンプレッサ)	騒音指定施設(空気圧縮機)の原動力の定格出力が7.5KW以上のもの)の設置(使用)届出書の提出(平成8年福島県条例第32号、第45条及び48条条令第64条第1項)	①現在使用しているエアコンプレッサの原動力定格出力は2.2KWであることを確認し、条令に伴う届出は必要としない	福島県生活環境部環境政策課	
消防・防災	消防法	消火用設備等の設置維持義務等	設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長または消防署長に報告する義務がある。(昭和23年法律第186号、消防法第17条、17条3の3、17条の4) 各所に設置している消防用設備(消火器)の使用期限を管理し、須賀川市広域消防署長に毎年報告する。	①各所に設置している消防用設備(消火器)の使用期限を管理し、須賀川市広域消防署長に毎年報告する。	須賀川市広域地方消防本部	消火施設点検記録簿
		アセチレンガスの取扱規制	使用に供する圧縮アセチレンガスは40Kg以上の同時使用または一時保管を行わない。(消防法第9条の2)	①アセチレン7Kg充瓶ボンベは5本以下の一時保管もしくは使用を上限とする	須賀川市広域地方消防本部	

承認 (社長)	作成 (環境管理責任者)
大越 幸男	駒形 成美
2012.06.02	2012.06.02

法的要求事項等一覧及び参照先一覧表(付表4)

分野	適用法規	法的要求事項	対応等	所轄窓口 参照先	管理ファイル	
グリーン購入の推進	グリーン購入法	環境物品等の選択	事業者はできる限り環境物品等を選択するように努める。 (平成13年グリーン購入法第5条、6条)	①事業所内で使用する紙類を再生紙へ切替える ②事務グループの日常管理項目にて管理する	環境省	付表7-3事務用紙在庫表
再生利用	廃棄物処理法	再生利用の促進	再生利用を行う産業廃棄物処理業を都道府県知事が指定し、再生利用を推進させる。(廃棄物処理法第14条1項、4項、同規則第9条第2号、10条の3-2号)	①廃棄物再資源化事業者登録の知事指定を受け、その指導要綱に準じ再資源化に努める	福島県中地方振興局 商工県民部 環境課 廃棄物対策係	廃棄物再生事業者登録申請書
公害防止	地下水汚染防止法 大気汚染防止法 水質汚濁防止法	環境基本法および福島県公害防止等に係わる条例 14条の2	環境基本法に準じた福島県条例による規制。 福島県廃棄物の処理及び清掃に関する条例を平成16年4月1日改正し、産業廃棄物処理業ならびに事業者全般に適用。 特定事業場以外の工場又は事業場で貯油施設等を設置するもの(以下この条において「貯油事業場等」という。)の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。 また、平成24年6月1日より有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等が追加施行された。(当社には該当無し)	基本的には、産業廃棄物処理法ならびに福島県廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守し、適応した施設の管理を徹底する。 ①油水分離槽の設置・管理を行う ②万が一油が公共用水域に排出・地下に浸透した場合、速やかに連絡が回せるよう緊急事態対応連絡組織図(付表13)を使用した連絡網の教育訓練を毎年1回行い緊急時に備える	福島県中地方振興局 商工県民部 環境課 廃棄物対策係	油水分離槽維持管理ファイル 油水分離槽環境管理チェックシート(E50-13) 緊急事態対応連絡組織図(付表13)
アスベスト関連	大気汚染防止法 労働安全衛生法	大気汚染防止法2条8項同令3条の3 大気汚染防止法17条 労働安全衛生法88条4項	「吹き付け石綿(アスベスト)」粉塵飛散防止処理 吹き付け石綿は、S50年に使用禁止され、その後S54年には吹付けロックウール(含有率5%以下)も含めて原則的な使用禁止となっている。 事故時の応急措置及び復旧、並びに知事への通報・特定物質(28物質)(人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある物質) 飛散状況監視方法は、工事区分による目視及び測定等 解体工事着工14日前までに労働基準監督署長へ届け出る	①建築物解体金属くず受け入れ時には、アスベストが完全に除去されているか目視確認する。 参考：平成11年2月環境庁発表の「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」建設省 ②解体施設内に特定物質がある場合、着工又は荷受け前に施主へ撤去等の要請を行なう		
Co2等の温室効果ガスの排出抑制	地球温暖化対策推進法	地球温暖化対策推進法2条1項、3項同令1条、2条	CO2、メタン等の「温室効果ガス」の増加により地球全体としての温度上昇の現象を「地球温暖化」という 自動車使用の合理化・輸送の効率化・輸送手段の改善・搬入車輛の削減・運転者への教育等々を図る 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 法6条、令1条、別表1 法10条1項、令2条 同規則2条 同法13条・建設業に係る特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るための指針	①事業者はCo2等の排出抑制に努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する地球温暖化対策の施策に協力する。 ②自動車管理者及び運転者は、アイドリング・ストップを実施する ③自動車使用の合理化・輸送の効率化・輸送手段の改善・搬入車輛の削減・運転者への教育等々を図る	福島県中地方振興局 商工県民部 環境課 大気汚染対策係	環境目標：燃料消費に関する監視記録
建設業に関連する自動車排出窒素酸化物の抑制						
循環型社会形成	循環型社会形成推進基本法	循環型社会形成推進基本法 2条3項、4項、7条、11条1項、5項	国等の各主体は、環境基本計画に沿い、環境管理システム等の手続的手法の活用を図り、政府は率先して、自主的に環境管理システムの導入に向けた検討を進める。 事業者は、「循環資源」の「循環的な利用」及び処分の基本原則にのっとり、事業活動を行うに際しては、循環資源の自ら適正に循環的な利用又は自らの責任において適正に処分する責務を有する。 ・事業者は、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。	①金属くず等産業廃棄物処理工程で発生する残渣廃棄物からの再資源化可能物の選別回収技術を研究開発し普及に努める。 ②自動車リサイクル法に係わるASR(シュレッダーダスト)のマテリアルリサイクル処理に係わる研究開発並びに普及活動を行う。	福島県循環型社会形成推進本部 NPO 環境会議所東北	研究開発普及活動に係わる議事録ファイル
水質汚濁防止	浄化槽法	浄化槽法2条1号 浄化槽法11条	浄化槽とは「合併処理浄化槽」とする(道路占有の許可対象施設) 浄化槽での処理後でなければ、雑排水を公共用水域に放流禁止。 「既存単独処理浄化槽」の使用者は、「合併処理浄化槽」の設置に努める	①浄化槽の管理清掃を専門業者へ委託し定期的実施する。 ②浄化槽の水質検査を年1回行い記録を3年間保存する。 ③浄化槽の保守点検・清掃を毎年1回に行う。	福島県中地方振興局 商工県民部 環境課	浄化槽定期検査表ファイル

承認 (社長)	作成 (環境管理責任者)
大越 幸男	駒形 成美
2012.06.02	2012.06.02

法的要求事項等一覧及び参照先一覧表(付表4)

分野	適用法規	法的要求事項	対応等	所轄窓口 参照先	管理ファイル	
情報管理	個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律第1章第1条第3条 第20条	高度情報通新社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大したため、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する必要が出てきた。 個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取り扱いが図られなければならない。 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	顧客台帳の社外への持ち出し禁止や、パソコンに入力している顧客データを守るためにインターネット回線にセキュリティを入れハッキング防止等を行っている。	総務省行政管理局 総務省自治行政局	顧客台帳 顧客データベース
使用済自動車全部再資源化コンソーシアムに関する要求事項	豊通リサイクル株式会社をコンソーシアムヘッドとする委任契約		豊通リサイクル株式会社との委任契約により、残留銅分0.3%未満・鉄分70%以上・契約納入量に基づくAプレス納入の三点を厳守したうえで、使用済自動車をAプレスにして電炉メーカーへ納入する。	手ばらしによるハーネス(配線)の除去、重機によるハーネス除去作業、手ばらし・重機作業終了時の使用済自動車のハーネス撤去状態をデジタルカメラにて撮影しデータとして残す等、対策を行っている。	豊通リサイクル株式会社 豊田通商株式会社 各自動車メーカー 各電炉メーカー	契約書ファイル
騒音指定施設の設置届け	騒音指定施設設置届出書	福島県生活環境の保全等に関する条例規則第45条別表第7	生活環境の保全等について、県、事業者及び県民の責務を明らかにし生活環境の保全に関する基本となる事項を定め、並びに公害の防止のための規制の措置を講ずることにより、生活環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康の保護及び良好な生活環境の保全に資する。	騒音指定施設の手続きの受付を行っている担当機関に騒音指定施設届出書を提出し、許可を得る。	県中地方振興局県民環境部環境グループ 郡山市公害対策センター 須賀川市環境担当課	騒音指定施設設置届出書 管理ファイル 産業廃棄物処理施設設置等事業計画書管理ファイル 産業廃棄物処理施設設置事前協議書管理ファイル
世界規模でのCo2等の温室効果ガスの排出抑制	気候変動に関する国際連合枠組条約(京都議定書)		大気中の温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなど)の増加が地球を温暖化し、自然の生態系等に悪影響を及ぼすおそれがあることを人類共通の関心事であると確認し、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在及び将来の気候を保護する。	内燃機系機械類の使用に伴い排出される二酸化炭素の削減(燃料消費量の削減)を、各車両及び建設重機毎に行っている。	外務省 環境省地球環境局 経済産業省	環境目標：燃料消費に関する監視記録
	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)		燃料・熱・ガス・電気などのエネルギーを一定規模以上使用する工場・事業場は、その年間のエネルギー使用量(原油換算値)を工場・事業場ごとに国へ届け出て、エネルギー管理指定工場の指定を受けなければならない。 法改正により平成21年4月から、1年間ですべての工場・事業場のエネルギー使用量(原油換算値)の合計が1500kl以上の場合は、平成22年度に経済産業局へ届け出なければならない。	・当社の昨年度のエネルギー使用量(原油換算値)は約1000kl程度(全工場合計値)であったため、エネルギー管理指定工場に該当していない。 ・改正法が適用される来年度より、HPにてエネルギー使用量(原油換算値)を掲載する予定。	経済産業省 資源エネルギー庁エネルギー対策課 財団法人省エネルギーセンター 東北経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー課	該当していないため現在は特になし